

社会福祉法人 青鳥会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年11月1日～令和6年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に子供が生まれる男性職員について、制度のパンフレットを作成して職員に配布し、男性職員1人以上の育児休業の取得を目指す。

<対策>

- 令和4年1月～ 男性職員が育児休業を取得できることを再度管理職及び職員へ周知し、法人が推進している旨を各事業所掲示板等に掲載する。
- 令和4年2月～ 現状把握を行い、対象者へ育児休業の取得の場合のフローチャート及び育児休業等の制度の一覧表を示して対象職員へ説明する。

目標2：妊娠中や産休・育休・育休復帰後・介護休業等についての制度利用の不安を解消できる様に、両立支援の相談窓口を法人内に作り、担当職員を全職員に周知する。

<対策>

- 令和4年1月～ 両立支援の相談窓口について検討する。
- 令和4年2月～ 両立支援の相談窓口を設置し、職員へ周知を図る。

目標3：保護者が働いているところを子供が見学できる「子ども参観日」を実施する。

<対策>

- 令和4年5月～ 事業所の年間行事を把握し、子どもが参加できる行事を選定する。
- 令和4年6月～ 受入れ体制を整え、職員へ周知する。
- 令和4年8月～ 学校の長期期間中を利用し、子ども参観日を実施する。